

重点目標一覧表

担当部局名	福祉部
-------	-----

【令和2年度重点目標】

【令和3年度重点目標】

重点目標	社会福祉施設の今後の方向性の検討	重点目標	生活困窮者の自立に向けた支援の推進	
	具体的な重点取組項目（箇条書き）		具体的な重点取組項目（箇条書き）	
	達成状況・達成度		期限・数値目標等	
1	<p>(1) デイサービスセンター（管理運営方法の見直し）</p> <p>(2) つむぎの家（施設更新の方向性の検討）</p> <p>(3) 高齢者福祉センター（更新の方向性の検討）</p> <p>(4) ふれあい福祉センター（更新の方向性の検討、長寿命化事業の実施）</p> <p>(5) 点字図書館（更新の方向性の検討）</p>	<p>(1) 武石デイサービスセンターを民間に移管</p> <p>(2) 医療的ケア児等支援連携推進委員会による継続的協議</p> <p>(3) 指定管理者制度の更新（R3～R7年度）</p> <p>(4) 庁内関係課と調整検討</p> <p>(5) 設置者及び庁内検討による継続的協議</p>	<p>①生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の実施</p> <p>(1) 自立相談支援事業の充実</p> <p>(2) 就労準備支援事業の実施</p> <p>(3) 家計改善支援事業の実施</p> <p>(4) 子どもの学習支援事業の実施</p> <p>②適切な生活保護の実施と制度の運用</p> <p>(1) 就労自立給付金等の活用による就労自立</p> <p>(2) 看護師の同行訪問等により特定健診の受診を促す。</p> <p>(3) 生活保護費返還金の滞納額縮減と新規返還金の発生抑制</p> <p>③ひきこもり状態にある方や家族への支援策の検討</p> <p>(1) ひきこもりの実態把握や対応方法の検討を行う。</p> <p>(2) 相談窓口の周知と、各相談機関で得られた情報に基づき関係課や関係機関が連携し、継続的に支援を行う体制を整備する。</p>	<p>①</p> <p>(1) 支援体制強化検討、支援調整会議12回、庁内連絡会議2回</p> <p>(2) 15名以上</p> <p>(3) 「家計再生プラン」15名以上</p> <p>(4) 5名以上</p> <p>②</p> <p>(1) 就労による自立ケース15件</p> <p>(2) 被保護者30人以上の受診</p> <p>(3) 年度末 現年度分：収納率55%以上</p> <p>③</p> <p>(1) 先進事例を参考に実態把握方法の検討実施</p> <p>(2) 関係課や関係機関で連携した支援ができるよう体制を整備</p>
2	<p>重点目標 共生社会の実現を目指した障がい者支援の充実</p> <p>具体的な重点取組項目（箇条書き）</p> <p>①手話言語関連条例の制定【新】</p> <p>(1) 条例制定</p> <p>(2) 職員への理解と啓発の推進</p> <p>(3) 市民・事業者への理解と啓発の推進</p> <p>②第三次上田市障がい者基本計画、第6期上田市障がい福祉計画、第2期上田市障がい児福祉計画の策定【新】</p> <p>(1) 障がい施策審議会での諮問、審議・検討、答申</p> <p>(2) 国、県、上小圏域との整合性の確保</p> <p>③障がいへの理解と啓発</p> <p>(1) 障がい福祉制度のしおりの活用【新】</p> <p>(2) 職員研修による障がい理解の向上</p> <p>(3) 障がいを理由とした差別等に対する相談等</p> <p>④障がい特性に応じた支援体制の充実</p> <p>(1) 地域生活支援拠点等の体制整備、促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童における通所施設利用の推進 ・ 医療的ケアが必要な障がい児・者への支援 <p>(2) 障がい者の権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待事案に対して迅速・適切な支援 ・ 成年後見制度の利用促進と中核機関の検討 <p>⑤障がいのある方の経済的な自立を支援</p> <p>(1) 優先調達推進方針の策定と調達の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内各課への協力依頼、補助金交付団体、指定管理者、委託先等への協力依頼 <p>(2) 農福連携の推進</p>	<p>達成状況・達成度</p> <p>①</p> <p>(1) 7/1うえだ手話言語・情報コミュニケーション条例制定</p> <p>(2) 課内朝礼時の簡単な手話講座（毎日4/1～）</p> <p>(3) 条例のチラシを作成し民児協定例会での周知、HP掲載</p> <p>②</p> <p>(1) 審議会4回開催（7/31諮問、1/22答申）</p> <p>パブリックコメント、障がい者等団体から意見聴取</p> <p>(2) 圏域での検討（計11回）、関係団体等への計画配付</p> <p>③</p> <p>(1) 窓口等におけるしおりの活用、3月内容の更新</p> <p>(2) 8月（新任研修）、10月（一般職員研修）</p> <p>(3) 差別等の相談3件、事実確認と合理的配慮等対応依頼</p> <p>④</p> <p>(1) 運営委員会の開催（3回）、コロナの対応協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の緊急宿泊の受入れ体制整備（受入れ2名） ・ 医療的ケア児等コーディネーターの設置検討 <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待対応迅速対応（通報16件、認定5件） ・ 中核機関の設置協議 <p>⑤</p> <p>(1) 調達額 4,975,040円（目標額10,000千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内販売（月2回10事業所）、アンケート調査実施 <p>(2) 農作業のマッチング 3件（ブルーベリー、ワインブドウ収穫等）</p>	<p>重点目標 地域包括ケアシステムの深化と地域福祉の推進に向けた取組</p> <p>具体的な重点取組項目（箇条書き）</p> <p>①自立支援、介護予防・重症化防止の推進</p> <p>(1) 訪問型・通所型サービスBの推進・支援</p> <p>(2) 地域リハビリテーション（フレイル予防）の実施</p> <p>(3) 訪問型サービスDの推進</p> <p>(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</p> <p>②生活支援体制整備の推進と地域包括支援センターの機能強化</p> <p>(1) 生活支援コーディネーター活動への支援</p> <p>(2) 地域における資源・課題等の「見える化マップ」の作製</p> <p>(3) 地域包括支援センターの事業評価・事業点検の実施</p> <p>③認知症施策の推進</p> <p>(1) 認知機能検査の実施</p> <p>(2) 認知症サポーターの養成</p> <p>(3) 認知症カフェの設立支援</p> <p>(4) 認知症予防教室の開催</p> <p>④高齢者の生きがい対策と社会参加、福祉サービスの充実</p> <p>(1) 地域サロン事業設立支援</p> <p>(2) エアコン設置支援事業の円滑な実施【新】</p> <p>(3) 高齢者の移動手段確保策の検討【新】</p> <p>⑤介護サービスの円滑な提供体制の構築</p> <p>(1) 地域密着型サービスの施設整備（2か所）</p> <p>(2) 医療機関・介護サービス事業所情報の医療機関情報の更新</p> <p>(3) 介護人材確保に係る「奨学金返還支援事業」の周知</p> <p>⑥災害時要援護者台帳登録制度（住民支え合いマップ）定着化の推進</p> <p>(1) 住民支え合いマップ情報更新勧奨及び友愛訪問などでの活用勧奨</p> <p>⑦新型コロナウイルス感染症対策の推進</p> <p>(1) 介護事業所への速やかな情報提供の実施</p> <p>(2) 要介護者等感染症対策支援金の円滑な支給</p>	<p>期限・数値目標等</p> <p>①</p> <p>(1) 訪問2か所、通所4か所で実施</p> <p>(2) 160カ所で実施</p> <p>(3) 2カ所で実施</p> <p>(4) 通いの場25か所で実施</p> <p>②</p> <p>(1) 研修会2回、助言指導2回×10包括</p> <p>(2) 各包括1か所で作成</p> <p>(3) 全地域包括（10か所）で実施</p> <p>③</p> <p>(1) 検査人数1,500人</p> <p>(2) 養成人数1,300人</p> <p>(3) 2か所新設</p> <p>(4) 開催回数25回</p> <p>④</p> <p>(1) 新たに20か所開設</p> <p>(2) 7月中に補助金を支給</p> <p>(3) 施策の検討と関係課・関係者との調整</p> <p>⑤</p> <p>(1) 事業所の整備（2か所）</p> <p>(2) 市内全医療機関に照会を行い登録情報を更新</p> <p>(3) 関係課と連携し事業者にも周知</p> <p>⑥</p> <p>(1) 情報更新自治会 120</p> <p>⑦</p> <p>(1) 国・県などからの情報を速やかに提供（随時）</p> <p>(2) 受付後2か月以内に支給。提出勧奨の実施</p>

重点目標一覧表

担当部局名	福祉部
-------	-----

【令和2年度重点目標】

【令和3年度重点目標】

重点目標	地域包括ケアシステムの深化と地域福祉の推進に向けた取組	重点目標	共生社会の実現を目指した障がい者支援の充実	
	具体的な重点取組項目（箇条書き）	達成状況・達成度	具体的な重点取組項目（箇条書き）	
			期限・数値目標等	
3	<p>①第8期高齢者福祉総合計画の策定【新】 (1) 介護保険運営協議会への諮問 (2) 介護保険運営協議会での審議 (3) 介護保険運営協議会からの答申</p> <p>②自立支援、介護予防・重症化防止の推進 (1) 訪問型・通所型サービスBの推進・支援 (2) 地域リハビリテーション（フレイル予防）の実施 (3) 訪問型サービスDの推進【新】 (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【新】</p> <p>③認知症施策の推進 (1) 認知機能検査の導入・実施【新】 (2) 認知症サポーターの養成</p> <p>④高齢者の生きがい対策と福祉サービスの充実 (1) 地域サロン事業の推進 (2) 認知症高齢者等個人賠償責任保険の加入推進【新】 (3) 敬老祝金支給事業の見直しと周知</p> <p>⑤生活支援体制整備の推進と地域包括支援センターの機能強化 (1) 第2層協議体の開催 (2) 生活支援コーディネーター活動への支援 (3) 地域包括支援センターの事業評価・事業点検の実施</p> <p>⑥介護サービスの円滑な提供体制の構築 (1) 在宅医療・介護連携事業の推進 (2) 介護施設の基盤整備 (3) 介護人材確保に係る奨学金制度の周知</p> <p>⑦第三次地域福祉計画に基づく地域福祉の推進 (1) 住民支え合いマップの維持管理と更なる有効活用と定着</p>	<p>① (1) R2. 8. 21諮問 (2) 計6回のうち、計画審議5回開催 (3) R3. 2. 3答申</p> <p>② (1) 通所B2か所で実施 (2) 156ヵ所中99か所で実施 (3) 実施団体無し (4) 6圏域7か所で実施</p> <p>③ (1) 9月から市、10月から全各包括で導入 検査件数125件 (2) 認知症サポーター養成数 583人</p> <p>④ (1) 新規開設なし (2) 10/20保険加入、3/31現在の加入者数103人 (3) 関係団体の意見聴取を経て、条例改正を実施</p> <p>⑤ (1) 78回開催 (2) 研修会2回開催 状況確認・助言指導2回×10包括 (3) 10ヵ所全てで実施</p> <p>⑥ (1) 研修会未実施、連携システム利用の増加 (2) 2か所（グループホーム）開設 (3) 予定していた 説明会未開催</p> <p>⑦ (1) 4自治会で新たな協定を締結、79自治会で更新作業を実施</p>	<p>①障がいへの理解の促進、普及啓発 (1) 条例施行に伴う条例を含めた障がいへの理解促進 (2) 職員研修による障がい理解の向上 (3) 障害を理由とした差別等に対する相談等 (4) 意思疎通支援事業の充実、向上【新】 (5) 成年後見制度の利用促進と中核機関の役割分担・機能強化等の検討</p> <p>②障がい特性に応じた支援体制の充実 (1) 地域生活支援拠点の整備と機能拡充 (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>③障がい者の権利擁護の推進 (4) 相談体制の充実と強化【新】 (5) 障がい福祉サービス等の質向上への取組【新】</p> <p>④児童の通所施設支援の拡充 (7) 医療的ケア児コーディネーターの配置【新】</p> <p>⑤障がいのある方の経済的自立支援 (1) 優先調達推進方針の策定と調達の推進 (2) 農福連携の推進 (3) 庁内販売やリサイクルネットワークなどによる工賃アップに向けた取組の推進</p> <p>⑥新型コロナウイルス感染症対策の推進 (1) サービス提供事業所への迅速な情報提供の実施 (2) 感染症対策支援金の円滑な支給</p>	<p>① (1) 出前講座等による周知、意思疎通手段の利用促進 (2) 研修実施 4月（新任）、10月（一般） (3) 合理的配慮等への迅速な対応（随時） (4) U D トーク導入と活用等 (5) 成年後見制度利用促進、中核機関検討</p> <p>② (1) 拠点委員会の開催（年3回以上） (2) 包括支援センターとの連携強化（各センターと1回以上協議） (3) 虐待案件への適切・迅速な対応を実施（随時） (4) 関係機関との連携会議の実施 (5) 圏域市町村との情報共有会議の実施（年1回以上）等 (6) 放課後等の社会資源の充実確保 (7) コーディネーター配置（1名以上）</p> <p>③ (1) 目標調達額：8,000千円 (2) 関係部署及び団体等との連携 (3) 新庁舎内で販売等の機会提供及びリサイクルネットワークへの協力</p> <p>④ (1) 国・県からの通知の速やかな提供、マスク等の配布（随時） (2) 対象者への速やかな支給、未申請者への提出勧奨の実施</p>
4	<p>①生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の実施 (1) 就労準備支援事業の実施（生活保護受給者、生活困窮者） (2) 家計相談支援事業の実施（生活保護受給者、生活困窮者/継続支援を含む） (3) 子どもの学習支援事業の実施（生活保護・生活困窮者世帯の小学4年生～中学3年生）</p> <p>②適切な生活保護の実施と制度の運用 (1) 就労自立給付金等の活用による就労自立 (2) 看護師の同行訪問等により特定健診の受診を促す (3) 後発医薬品の使用促進 (4) 生活保護費返還金の滞納者数及び滞納額の縮減 ・収入申告書提出の指導徹底による新規対象者の発生抑制 ・未納者及び分納不履行者への催告書の送付</p> <p>③ひきこもり状態にある方や家族への支援策の検討 (1) ひきこもりの実態状況の把握方法の検討</p>	<p>① (1) 生活保護受給者3名、生活困窮者19名に実施 (2) 生活困窮者の19名に実施 (3) 生活保護受給世帯3名、生活困窮世帯4名に実施</p> <p>② (1) 就労自立 12件（就労自立給付金支給実績 10件） (2) 特定健診受診者 35名（看護師訪問 158件） (3) 後発医薬品使用率 90.2% (4) 現年度分収納率 58.5%</p> <p>③ (1) 先進事例の実態把握方法を検討中</p>	<p>①デイサービスセンター（管理運営方法の見直し） (2) つむぎの家（更新の方向性の検討） (3) 高齢者福祉センター (4) ふれあい福祉センター (5) 点字図書館（更新の方向性の検討）</p>	<p>(1) 運営方法及び運営主体の検討（年度内） (2) 更新に向けた具体的な検討（年度内） (3) 更新に向けた方向性の検討（年度内） (4) 更新に向けた方向性の検討（年度内） (5) 方向性の検討（年度内）</p>